

| | |
|-------------|--------------------------------|
| 堺市公報 第251号 | 令和5年1月27日発行 |
| 堺市公報 | 発行 |
| | 堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号 |

目 次

| | 頁 |
|--------------------------------------------------------------------------------|----|
| <規則> | |
| ○堺市区役所職員等の兼務に関する規則の一部を改正する規則 【市民人権局市民生活部戸籍住民課】 | 3 |
| <告示> | |
| ○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請について 【環境局環境保全部環境対策課】 | 4 |
| ○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の構造等の変更許可申請について 【環境局環境保全部環境対策課】 | 9 |
| ○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定について 【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】 | 12 |
| ○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定について 【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】 | 12 |
| ○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定について 【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】 | 16 |
| ○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定について 【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】 | 17 |
| ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定について 【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】 | 18 |
| ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定一般相談支援事業者の指定について 【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】 | 19 |
| ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定について 【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】 | 20 |
| ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止について | |

| | |
|-----------------------------------------------------------|----|
| 【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】 | 20 |
| ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定 相談支援の事業の廃止について | |
| 【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】 | 21 |
| ○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定について | |
| 【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】 | 22 |
| ○児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定について | |
| 【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】 | 22 |
| ○児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の廃止について | |
| 【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】 | 23 |
| ○道路法に基づく府道及び市道の区域変更及び供用開始について | |
| 【建設局土木部路政課】 | 23 |
| ○道路法に基づく市道の区域変更及び供用開始について | |
| 【建設局土木部路政課】 | 26 |
| ○道路法に基づく市道の区域変更及び供用開始について | |
| 【建設局土木部路政課】 | 28 |
| <公告> | |
| ○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け る調達契約に係る落札者等について | |
| 【財政局契約部調達課】 | 30 |
| ○堺市原池公園等の利用料金について | |
| 【文化観光局スポーツ部スポーツ施設課】 | 31 |
| ○都市計画法に基づく工事の完了について | |
| 【建築都市局開発調整部宅地安全課】 | 39 |
| ○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け る調達契約に係る落札者等について | |
| 【建設局土木部西部地域整備事務所】 | 39 |
| ○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け る調達契約に係る落札者等について | |
| 【建設局土木部西部地域整備事務所】 | 40 |
| ○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け る調達契約に係る落札者等について | |
| 【建設局土木部西部地域整備事務所】 | 41 |
| ○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け る調達契約に係る落札者等について | |
| 【建設局土木部北部地域整備事務所】 | 42 |

○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け
る調達契約に係る落札者等について
【建設局土木部南部地域整備事務所】…………… 43

○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け
る調達契約に係る落札者等について
【建設局土木部南部地域整備事務所】…………… 44

○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け
る調達契約に係る落札者等について
【建設局土木部南部地域整備事務所】…………… 45

<上下水道局公告>

○堺市指定給水装置工事事業者規程に基づく指定給水装置工事事業者の指定につい
て
【上下水道局サービス推進部給排水設備課】…………… 46

○堺市下水道条例に基づく市指定排水設備工事事業者の指定について
【上下水道局サービス推進部給排水設備課】…………… 48

<選挙管理委員会規程>

○堺市選挙関係事務執行規程の一部を改正する規程
【選挙管理委員会事務局】…………… 49

規 則

堺市区役所職員等の兼務に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年1月27日

堺市長 永 藤 英 機

堺市規則第2号

堺市区役所職員等の兼務に関する規則の一部を改正する規則

堺市区役所職員等の兼務に関する規則（平成18年規則第45号）の一部を次のように改正する。

第1条中第21号を第22号とし、第9号から第20号までを1号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 中長期在留者及び特別永住者の住居地の届出に関する事。

附 則

この規則は、令和5年2月6日から施行する。

告 示

堺市告示第16号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定により、その概要を次の1のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次の2のとおり縦覧に供する。

令和5年1月27日

堺市長 永 藤 英 機

1 申請の概要

(1) 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

植田アルマイト工業株式会社

堺市東区石原町1丁103番地

代表取締役社長 植田 信夫

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

植田アルマイト工業株式会社 本社工場

堺市東区石原町1丁103番地

(3) 特定施設に関する事項

ア 種類

水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1 第74号 特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設 1基

- イ 能力
別表1のとおり
- ウ 工事の着手及び完成並びに使用開始の予定年月日
別表1のとおり
- エ 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間
別表1のとおり
- オ 使用時間の季節的変動
別表1のとおり
- カ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の数値及び最大の数値
別表1のとおり
- キ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの通常の数値及び最大の数値
別表1のとおり

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

- ア 種類及び使用開始年月日
別表2のとおり
- イ 構造及び能力並びに汚水等の処理の方法
別表2のとおり
- ウ 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間並びに使用時間の季節的変動
別表2のとおり
- エ 使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常の数値及び最大の数値
別表2のとおり
- オ 使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の1日当たりの通常の数値及び最大の数値
別表2のとおり

(5) 排出水の汚染状態及び量

別表3のとおり

2 縦覧の場所及び期間

(1) 場所

堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所高層館4階
環境局環境保全部環境対策課

(2) 期間

令和5年1月27日から同年2月17日まで

ただし、堺市の休日に関する条例（平成2年条例第20号）第2条第1項に規定する
休日を除く。

(3) 時間

午前9時から正午まで及び午後0時45分から午後5時30分まで

別表1

| | | | | | | |
|-------------------------------------------|------|------|--------------------------------------|---------|--------------------------------------|---------|
| 種類 | | | 74号 特定施設から排出される水の処理施設 (S-2汚水処理施設) | | 74号 特定施設から排出される水の処理施設 (S-3汚水処理施設) | |
| 能力 | | | 840m ³ /日 | | 960m ³ /日 | |
| 工事着手予定年月日 | | | 許可後 | | 許可後 | |
| 工事完成予定年月日 | | | 許可後 | | 許可後 | |
| 使用開始予定年月日 | | | 許可後 | | 許可後 | |
| 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間 | | | 24時間 | | 24時間 | |
| 使用時間の季節的変動 | | | 24時間 | | 24時間 | |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の数値及び最大の値 | 区分 | 単位 | 通常 | 最大 | 通常 | 最大 |
| | pH | - | 7.0 | 5.8~8.6 | 7.0 | 5.8~8.6 |
| | BOD | mg/l | 6.2 | 10 | 6 | 10 |
| | COD | mg/l | 7.8 | 12 | 7 | 12 |
| | SS | mg/l | 14 | 50 | 14 | 50 |
| | 油分 | mg/l | N.D | 2.2 | N.D | 2.2 |
| | T-N | mg/l | 8 | 25 | 10 | 25 |
| | T-P | mg/l | 0.1 | 3 | 0.1 | 3 |
| ほう素 | mg/l | 0.1 | 3 | 0.1 | 3 | |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの通常の数値及び最大の量 | | | 324 | 333 | 671 | 691 |

別表2

| | | | | | | | | | | |
|----------------------------------------------------|-----|------|--------------------------------------|-----|---------|---------|--------------------------------------|-----|---------|---------|
| 種類 | | | 74号 特定施設から排出される水の処理施設 (S-2汚水処理施設) | | | | 74号 特定施設から排出される水の処理施設 (S-3汚水処理施設) | | | |
| 使用開始年月日 | | | 昭和63年4月26日 | | | | 平成26年2月10日 | | | |
| 構造 | | | 鉄筋コンクリート、ポリエチレン及びSS400製 | | | | 鉄筋コンクリート、SUS304製及びSS400製 | | | |
| 能力 | | | 840m ³ /日 | | | | 960m ³ /日 | | | |
| 汚水等の処理の方法 | | | 中和、凝集高速加圧浮上方式 | | | | 中和、凝集沈殿方式 | | | |
| 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間 | | | 24時間 | | | | 24時間 | | | |
| 使用時間の季節的変動 | | | なし | | | | なし | | | |
| 使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常の数値及び最大の値 | 区分 | 単位 | 通常 | | 最大 | | 通常 | | 最大 | |
| | | | 処理前 | 処理後 | 処理前 | 処理後 | 処理前 | 処理後 | 処理前 | 処理後 |
| | pH | - | 5.0 | 7.0 | 2.0~8.0 | 5.8~8.6 | 5.0 | 7.0 | 2.0~8.0 | 5.8~8.6 |
| | BOD | mg/l | 11 | 6.2 | 15 | 10.0 | 12 | 6.0 | 16 | 10.0 |
| | COD | mg/l | 14 | 7.8 | 20 | 12.0 | 16 | 7.0 | 22 | 12.0 |
| | SS | mg/l | 93 | 14 | 150 | 50.0 | 90 | 14 | 130 | 50.0 |
| | 油分 | mg/l | N.D | N.D | 2.2 | 2.2 | N.D | N.D | 2.2 | 2.2 |
| | T-N | mg/l | 8 | 8 | 25 | 25 | 10 | 10 | 25 | 25 |
| | T-P | mg/l | 0.1 | 0.1 | 3 | 3 | 0.1 | 0.1 | 3 | 3 |
| | ほう素 | mg/l | 0.1 | 0.1 | 3 | 3 | 0.1 | 0.1 | 3 | 3 |
| 使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の1日当たりの通常の数値及び最大の量 | | | 324 | | 333 | | 671 | | 691 | |

別表3

| 排水口名 | | No.1 | | No.4 | | No.5 | | |
|----------|-------|-------------------|-----|---------|-----|---------|------|---|
| 排水水の汚染状態 | 種類・項目 | 通常 | 最大 | 通常 | 最大 | 通常 | 最大 | |
| | pH | - | 7.0 | 5.8~8.6 | 7.0 | 5.8~8.6 | 雨水専用 | |
| | BOD | mg/l | 6.0 | 10 | 6.2 | 10 | | |
| | COD | mg/l | 7.0 | 12 | 7.8 | 12 | | |
| | SS | mg/l | 14 | 50 | 14 | 50 | | |
| | 油分 | mg/l | N.D | 2.2 | N.D | 2.2 | | |
| | T-N | mg/l | 10 | 25 | 8 | 25 | | |
| | T-P | mg/l | 0.1 | 3 | 0.1 | 3 | | |
| ほう素 | mg/l | 0.1 | 3 | 0.1 | 3 | | | |
| 排水水の量 | | m ³ /日 | 671 | 691 | 324 | 333 | - | - |

| 排水口名 | | No.6 | | No.7 | | No.9 | | |
|----------|-------|-------------------|------|------|---------|------|----|---|
| 排水水の汚染状態 | 種類・項目 | 通常 | 最大 | 通常 | 最大 | 通常 | 最大 | |
| | pH | - | 雨水専用 | | 雨水・井水専用 | | | |
| | BOD | mg/l | | | | | | |
| | COD | mg/l | | | | | | |
| | SS | mg/l | | | | | | |
| | 油分 | mg/l | | | | | | |
| | T-N | mg/l | | | | | | |
| | T-P | mg/l | | | | | | |
| ほう素 | mg/l | | | | | | | |
| 排水水の量 | | m ³ /日 | - | - | - | - | - | - |



堺市告示第17号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第8条第1項の規定による特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、同条第3項において準用する同法第5条第4項の規定により、その概要を次の1のとおり告示する。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次の2のとおり縦覧に供する。

令和5年1月27日

堺市長 永 藤 英 機

1 申請の概要

(1) 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

植田アルマイト工業株式会社
堺市東区石原町1丁103番地
代表取締役社長 植田 信夫

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

植田アルマイト工業株式会社 本社工場
堺市東区石原町1丁103番地

(3) 排出水の汚染状態及び量

別表1のとおり

2 縦覧の場所及び期間

(1) 場所

堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所高層館4階
環境局環境保全部環境対策課

(2) 期間

令和5年1月27日から同年2月17日まで

ただし、堺市の休日に関する条例（平成2年条例第20号）第2条第1項に規定する休日を除く。

(3) 時間

午前9時から正午まで及び午後0時45分から午後5時30分まで

別表1

| 変更前後の区分 | | | 変更なし | | 変更なし | | 新設 | | |
|----------|-------|------|-------------------|---------|------|---------|------|----|----|
| 排水口名 | | | No.1 | | No.4 | | No.5 | | |
| 排水水の汚染状態 | 種類・項目 | | 通常 | 最大 | 通常 | 最大 | 雨水専用 | 通常 | 最大 |
| | pH | - | 7.0 | 5.8~8.6 | 7.0 | 5.8~8.6 | | | |
| | BOD | mg/l | 6.0 | 10 | 6.2 | 10 | | | |
| | COD | mg/l | 7.0 | 12 | 7.8 | 12 | | | |
| | SS | mg/l | 14 | 50 | 14 | 50 | | | |
| | 油分 | mg/l | N.D | 2.2 | N.D | 2.2 | | | |
| | T-N | mg/l | 10 | 25 | 8 | 25 | | | |
| | T-P | mg/l | 0.1 | 3 | 0.1 | 3 | | | |
| ほう素 | | mg/l | 0.1 | 3 | 0.1 | 3 | | | |
| 排水水の量 | | | m ³ /日 | 671 | 691 | 324 | 333 | - | - |

| 変更前後の区分 | | | 新設 | | 新設 | | 変更なし | | |
|----------|-------|------|-------------------|----|---------|----|------|----|----|
| 排水口名 | | | No.6 | | No.7 | | No.9 | | |
| 排水水の汚染状態 | 種類・項目 | | 通常 | 最大 | 通常 | 最大 | 雨水専用 | 通常 | 最大 |
| | pH | - | 雨水専用 | | 雨水・井水専用 | | | | |
| | BOD | mg/l | | | | | | | |
| | COD | mg/l | | | | | | | |
| | SS | mg/l | | | | | | | |
| | 油分 | mg/l | | | | | | | |
| | T-N | mg/l | | | | | | | |
| | T-P | mg/l | | | | | | | |
| ほう素 | | mg/l | | | | | | | |
| 排水水の量 | | | m ³ /日 | - | - | - | - | - | - |



堺市告示第18号

介護保険法（平成9年法律第123号）第79条第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者として指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

令和5年1月27日

堺市長 永 藤 英 機

| | |
|------------|----------------------|
| 介護保険事業所番号 | 2776402048 |
| 事業所名称 | ひまわり介護センター |
| 事業所所在地 | 堺市南区高倉台2丁25-1 東山ビル2階 |
| 指定の申請者 | 株式会社ひまわり |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市中区土師町四丁7番16号 |
| 代表者名 | 小寺百合香 |
| 指定年月日 | 令和5年1月1日 |
| サービスの種類 | 居宅介護支援 |

堺市告示第19号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者として指定したので、同法第78条第1号の規定により告示する。

令和5年1月27日

堺市長 永 藤 英 機

| | |
|-----------|------------|
| 介護保険事業所番号 | 2776004299 |
|-----------|------------|

| | |
|------------|------------------------|
| 事業所名称 | ハッピースタッフ堺御陵前 |
| 事業所所在地 | 堺市堺区東湊町一丁75番 |
| 指定の申請者 | 株式会社ライフケア・ビジョン |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府大阪市東淀川区東中島一丁目18番22号 |
| 代表者名 | 祝嶺良太 |
| 指定年月日 | 令和5年1月1日 |
| サービスの種類 | 訪問介護 |

| | |
|------------|----------------------------|
| 介護保険事業所番号 | 2776303360 |
| 事業所名称 | ミュウ |
| 事業所所在地 | 堺市西区上野芝向ヶ丘町二丁12番37-106号 |
| 指定の申請者 | 合同会社ミュウ |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市西区上野芝向ヶ丘町二丁12番37-106号 |
| 代表者名 | 新熊一孔 |
| 指定年月日 | 令和5年1月1日 |
| サービスの種類 | 訪問介護 |

| | |
|------------|------------------|
| 介護保険事業所番号 | 2776503407 |
| 事業所名称 | トラスト訪問介護ステーション堺北 |
| 事業所所在地 | 堺市北区黒土町2361-1 |
| 指定の申請者 | 株式会社SOUSIN |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市北区黒土町2361番1 |
| 代表者名 | 沖崎法子 |
| 指定年月日 | 令和5年1月1日 |
| サービスの種類 | 訪問介護 |

| | |
|-----------|------------|
| 介護保険事業所番号 | 2776303352 |
|-----------|------------|

| | |
|------------|---------------------------------|
| 事業所名称 | 訪問介護ステーション A i d |
| 事業所所在地 | 堺市西区浜寺元町一丁50番地2号 イオボヌール堺鳳A棟102号 |
| 指定の申請者 | 株式会社A&N |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市東区引野町二丁102番地4 |
| 代表者名 | 円市正人 |
| 指定年月日 | 令和5年1月1日 |
| サービスの種類 | 訪問介護 |

| | |
|------------|---------------------|
| 介護保険事業所番号 | 2776004315 |
| 事業所名称 | ひといろケアセンター |
| 事業所所在地 | 堺市堺区中三国ヶ丘町7-4-4 |
| 指定の申請者 | 株式会社なないろ・ひといろケアセンター |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市堺区中三国ヶ丘町7-4-4 |
| 代表者名 | 姫野孔志 |
| 指定年月日 | 令和5年1月1日 |
| サービスの種類 | 訪問介護 |

| | |
|------------|----------------------|
| 介護保険事業所番号 | 2776402055 |
| 事業所名称 | ひまわり介護センター・訪問 |
| 事業所所在地 | 堺市南区高倉台2丁25-1 東山ビル2階 |
| 指定の申請者 | 株式会社ひまわり |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市中区土師町四丁7番16号 |
| 代表者名 | 小寺百合香 |
| 指定年月日 | 令和5年1月1日 |
| サービスの種類 | 訪問介護 |

| | |
|------------|------------------------|
| 介護保険事業所番号 | 2776004307 |
| 事業所名称 | ハッピーデイサービス堺御陵前 |
| 事業所所在地 | 堺市堺区東湊町一丁75番 |
| 指定の申請者 | 株式会社ライフケア・ビジョン |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府大阪市東淀川区東中島一丁目18番22号 |
| 代表者名 | 祝嶺良太 |
| 指定年月日 | 令和5年1月1日 |
| サービスの種類 | 通所介護 |

| | |
|------------|-------------------|
| 介護保険事業所番号 | 2776303378 |
| 事業所名称 | セルビス福祉用具センター |
| 事業所所在地 | 堺市西区浜寺元町1丁118-2 |
| 指定の申請者 | 株式会社セルビス |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市堺区市之町東五丁2番7号 |
| 代表者名 | 坂元正幸 |
| 指定年月日 | 令和5年1月1日 |
| サービスの種類 | 福祉用具貸与 |

| | |
|------------|-------------------|
| 介護保険事業所番号 | 2776303378 |
| 事業所名称 | セルビス福祉用具センター |
| 事業所所在地 | 堺市西区浜寺元町1丁118-2 |
| 指定の申請者 | 株式会社セルビス |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市堺区市之町東五丁2番7号 |
| 代表者名 | 坂元正幸 |
| 指定年月日 | 令和5年1月1日 |
| サービスの種類 | 特定福祉用具販売 |

堺市告示第20号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の2第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者として指定したので、同法第115条の10第1号の規定により告示する。

令和5年1月27日

堺市長 永 藤 英 機

| | |
|------------|-------------------|
| 介護保険事業所番号 | 2776303378 |
| 事業所名称 | セルビス福祉用具センター |
| 事業所所在地 | 堺市西区浜寺元町1丁118-2 |
| 指定の申請者 | 株式会社セルビス |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市堺区市之町東五丁2番7号 |
| 代表者名 | 坂元正幸 |
| 指定年月日 | 令和5年1月1日 |
| サービスの種類 | 介護予防福祉用具貸与 |

| | |
|------------|-------------------|
| 介護保険事業所番号 | 2776303378 |
| 事業所名称 | セルビス福祉用具センター |
| 事業所所在地 | 堺市西区浜寺元町1丁118-2 |
| 指定の申請者 | 株式会社セルビス |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市堺区市之町東五丁2番7号 |
| 代表者名 | 坂元正幸 |
| 指定年月日 | 令和5年1月1日 |
| サービスの種類 | 特定介護予防福祉用具販売 |

堺市告示第21号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者として指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示する。

令和5年1月27日

堺市長 永 藤 英 機

| | |
|------------|------------------------------|
| 介護保険事業所番号 | 2796500276 |
| 事業所名称 | 早稲田イーライフ堺三国ヶ丘 |
| 事業所所在地 | 堺市北区長曾根町1627-1 ラ・フォーレしんかな1F |
| 指定の申請者 | 株式会社ウィザスイーライフ |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府大阪市中央区備後町三丁目6番2号 KFセンタービル |
| 代表者名 | 玉置哲久 |
| 指定年月日 | 令和5年1月1日 |
| サービスの種類 | 地域密着型通所介護 |

| | |
|------------|----------------------|
| 介護保険事業所番号 | 2796000392 |
| 事業所名称 | 花地域通所介護 |
| 事業所所在地 | 堺市堺区香ヶ丘町四丁3番33号 |
| 指定の申請者 | 有限会社福泉 |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府大阪市阿倍野区文の里四丁目1番3号 |
| 代表者名 | 花谷朋利 |
| 指定年月日 | 令和5年1月1日 |
| サービスの種類 | 地域密着型通所介護 |

堺市告示第22号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者として指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和5年1月27日

堺市長 永藤英機

| 法人名 | 事業内容 | 事業所名 | 事業所所在地 | 指定年月日 |
|---------------------|--------|--------------|----------------------------|----------|
| 株式会社ライフケア・ビジョン | 居宅介護 | ハッピースタッフ堺御陵前 | 大阪府堺市堺区東湊町一丁75番 | 令和5年1月1日 |
| 株式会社ライフケア・ビジョン | 重度訪問介護 | ハッピースタッフ堺御陵前 | 大阪府堺市堺区東湊町一丁75番 | 令和5年1月1日 |
| 合同会社ミュウ | 居宅介護 | ミュウ | 大阪府堺市西区上野芝向ヶ丘町二丁12番37-106号 | 令和5年1月1日 |
| 合同会社ミュウ | 重度訪問介護 | ミュウ | 大阪府堺市西区上野芝向ヶ丘町二丁12番37-106号 | 令和5年1月1日 |
| 株式会社ひまわり | 居宅介護 | ひまわり介護センター | 大阪府堺市南区高倉台二丁25-1 東山ビル2階 | 令和5年1月1日 |
| 株式会社ひまわり | 重度訪問介護 | ひまわり介護センター | 大阪府堺市南区高倉台二丁25-1 東山ビル2階 | 令和5年1月1日 |
| 株式会社ひまわり | 同行援護 | ひまわり介護センター | 大阪府堺市南区高倉台二丁25-1 東山ビル2階 | 令和5年1月1日 |
| 株式会社なないろ・ひといろケアセンター | 居宅介護 | ひといろケアセンター | 大阪府堺市堺区中三国ヶ丘町7-4-4 | 令和5年1月1日 |

| | | | | |
|-----------------------------|----------------|-------------------------|--------------------------------------|--------------|
| 株式会社なないろ ・ひといろケアセ ンター | 重度訪問介護 | ひといろケアセ ンター | 大阪府堺市堺区中三 国ヶ丘町7-4-4 | 令和5年1月 1日 |
| 株式会社なないろ ・ひといろケアセ ンター | 同行援護 | ひといろケアセ ンター | 大阪府堺市堺区中三 国ヶ丘町7-4-4 | 令和5年1月 1日 |
| 株式会社デルソー レ | 同行援護 | 訪問介護ステー ションデルソー レ | 大阪府堺市中区深井 北町3132番地1 | 令和5年1月 1日 |
| 一般社団法人令和 晶の会 | 共同生活援助 | グループホーム H u g | 大阪府堺市南区城山 台二丁15-104号 | 令和5年1月 1日 |
| 社会福祉法人はな きりん会 | 就労継続支援 (B型) | L e t ' s W o r k | 大阪府堺市南区竹城 台四丁1番3号 | 令和5年1月 1日 |
| 株式会社エーシス テム | 共同生活援助 | イエロースマイ ル神野町 | 大阪府堺市西区神野 町二丁11-7 | 令和5年1月 1日 |
| トライト株式会社 | 就労継続支援 (B型) | ステップライト | 大阪府堺市南区御池 台二丁11番24号 | 令和5年1月 1日 |
| 株式会社グランデ ィーユ | 就労継続支援 (B型) | レゾナンス | 大阪府堺市北区長曾 根町183-5 堺市産 業振興センター内 | 令和5年1月 1日 |
| 株式会社PEAC E | 就労継続支援 (B型) | カラーピース作 業所 | 大阪府堺市中区深井 沢町3256番地 | 令和5年1月 1日 |

堺市告示第23号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の19第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者として指定したので、同法第51条の30第1項第1号の規定により告示する。

令和5年1月27日

堺市長 永 藤 英 機

| 法人名 | 事業内容 | 事業所名 | 事業所所在地 | 指定年月日 |
|----------|--------|---------------|----------------------|--------------|
| 有限会社ショウキ | 地域移行支援 | 居宅支援 こも れび | 大阪府堺市南区桃山 台二丁3番4号 | 令和5年1月 1日 |
| 有限会社ショウキ | 地域定着支援 | 居宅支援 こも れび | 大阪府堺市南区桃山 台二丁3番4号 | 令和5年1月 1日 |

堺市告示第24号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の20第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者として指定したので、同法第51条の30第2項第1号の規定により告示する。

令和5年1月27日

堺市長 永藤英機

| 法人名 | 事業内容 | 事業所名 | 事業所所在地 | 指定年月日 |
|----------|--------|----------------|---------------------------------|--------------|
| 株式会社ひまわり | 計画相談支援 | ひまわり介護セ ンター | 大阪府堺市南区高倉 台二丁25-1 東山 ビル2階 | 令和5年1月 1日 |

堺市告示第25号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止に係る届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

令和5年1月27日

堺市長 永藤英機

| 法人名 | 事業内容 | 事業所名 | 事業所所在地 | 廃止年月日 |
|------------------|------------|---------------|----------------------|------------|
| 株式会社VAGO | 居宅介護 | ケアバンビ | 大阪府堺市北区百舌鳥梅北町四丁223番地 | 令和4年11月30日 |
| 株式会社VAGO | 重度訪問介護 | ケアバンビ | 大阪府堺市北区百舌鳥梅北町四丁223番地 | 令和4年11月30日 |
| 株式会社VAGO | 同行援護 | ケアバンビ | 大阪府堺市北区百舌鳥梅北町四丁223番地 | 令和4年11月30日 |
| 社会福祉法人天照会 | 居宅介護 | はるのヘルパーステーション | 大阪府堺市堺区大町東三丁1番12号 | 令和4年12月5日 |
| 社会福祉法人天照会 | 重度訪問介護 | はるのヘルパーステーション | 大阪府堺市堺区大町東三丁1番12号 | 令和4年12月5日 |
| 公益財団法人浅香山病院 | 就労継続支援(B型) | サポートハウスアンダンテ | 大阪府堺市堺区田出井町8-20 | 令和4年12月31日 |
| 特定非営利活動法人グリーンレスト | 行動援護 | ジーアール介護センター | 大阪府堺市中区東八田107番地2 | 令和4年12月31日 |

堺市告示第26号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第4項の規定に基づき、次のとおり指定特定相談支援の事業の廃止に係る届出があったので、同法第51条の30第2項第2号の規定により告示する。

令和5年1月27日

堺市長 永藤英機

| 法人名 | 事業内容 | 事業所名 | 事業所所在地 | 廃止年月日 |
|----------|--------|-------------|------------------|------------|
| 株式会社アシスト | 計画相談支援 | 相談支援センターりんく | 大阪府堺市西区山田二丁51番地6 | 令和4年12月31日 |

堺市告示第27号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定に基づき、次の事業者を指定障害児通所支援事業者として指定したので、同法第21条の5の25第1号の規定により告示する。

令和5年1月27日

堺市長 永藤英機

指定障害児通所支援事業者（指定日 令和5年1月1日）

| 設置者名称 | 設置者の主たる事務所の所在地又は住所 | 事業の種類 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 事業所番号 |
|---------------------|--------------------|--------|---------|--------------------|------------|
| 特定非営利活動法人国際文化教育支援機構 | 大阪府堺市西区鳳中町六丁211番1号 | 児童発達支援 | ロバの子ハウス | 大阪府堺市西区鳳中町六丁211番1号 | 2756320046 |



堺市告示第28号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の28第1項の規定に基づき、次の事業者を指定障害児相談支援事業者として指定したので、同法第24条の37第1号の規定により告示する。

令和5年1月27日

堺市長 永藤英機

指定障害児相談支援事業者（指定日 令和5年1月1日）

| 設置者名称 | 設置者の主たる事務所の所在地又は住所 | 事業の種類 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 事業所番号 |
|-------|--------------------|-------|--------|---------|-------|
| | | | | | |

| | | | | | |
|----------|-------------------|---------|------------|-------------------------|------------|
| 株式会社ひまわり | 大阪府堺市中区土師町四丁7番16号 | 障害児相談支援 | ひまわり介護センター | 大阪府堺市南区高倉台二丁25-1 東山ビル2階 | 2776400216 |
|----------|-------------------|---------|------------|-------------------------|------------|

堺市告示第29号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の28第1項の規定に基づき指定した次の事業者について、同法第24条の32第2項の規定に基づき、次のとおり指定障害児相談支援の事業の廃止に係る届出があったので、同法第24条の37第2号の規定により告示する。

令和5年1月27日

堺市長 永 藤 英 機

指定障害児相談支援事業者（廃止日 令和4年12月31日）

| 設置者名称 | 設置者の主たる事務所の所在地又は住所 | 事業の種類 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 事業所番号 |
|----------|--------------------|---------|-------------|------------------|------------|
| 株式会社アシスト | 大阪府堺市西区山田二丁51番地6 | 障害児相談支援 | 相談支援センターりんく | 大阪府堺市西区山田二丁51番地6 | 2776300150 |

堺市告示第30号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間、一般の縦覧に供する。

令和5年1月27日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 道路の種類 府道及び市道
- 2 路線名 別紙調書のとおり
- 3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり
- 4 供用開始の区間 別紙調書のとおり

道路区域変更調書

| 路線名 | から 区間 まで | 旧 新 | 敷地の | | 備考 |
|----------------|----------------|--------|----------------|--------|-------|
| | | | 幅員m | 延長m | |
| 府道 堺かつらぎ線 | 南区別所463番1地先 | 旧 | 7.45 7.63 | 25.92 | F0061 |
| | 南区別所463番6地先 | 新 | 7.63 8.68 | 25.92 | |
| 桃山台38号線 | 南区桃山台4丁16番地先 | 旧 | 9.20 | 47.00 | ㊦0295 |
| | 南区桃山台4丁16番地先 | 新 | 9.90 | 47.00 | |
| 桃山台38号線 | 南区桃山台4丁16番地先 | 旧 | 9.20 | 41.00 | ㊦0295 |
| | 南区桃山台4丁16番地先 | 新 | 9.90 | 41.00 | |
| 桃山台105号線 | 南区桃山台4丁16番地先 | 旧 | 2.80 | 5.10 | ㊦0325 |
| | 南区桃山台4丁16番地先 | 新 | 2.80 | 5.10 | |
| 桃山台原山台線 | 南区桃山台4丁16番地先 | 旧 | 12.20 17.20 | 227.00 | 02052 |
| | 南区桃山台4丁16番地先 | 新 | 12.90 17.90 | 227.00 | |
| 中深井泉田中線 | 南区泉田中502番2地先 | 旧 | 5.67 5.85 | 19.44 | 01025 |
| | 南区泉田中502番2地先 | 新 | 7.47 7.70 | 19.44 | |
| 片蔵釜室線 | 南区釜室690番2地先 | 旧 | 8.56 9.88 | 37.90 | 02045 |
| | 南区釜室691番1地先 | 新 | 8.56 12.32 | 37.90 | |
| 府道 富田林泉大津線 (現) | 南区釜室691番1地先 | 旧 | 8.07 | 3.20 | F0038 |
| | 南区釜室691番1地先 | 新 | 8.07 | 3.20 | |
| 三原台横塚台線 | 南区高倉台1丁1番1地先 | 旧 | 21.63 21.66 | 74.73 | 01036 |
| | 南区高倉台1丁1番1地先 | 新 | 21.63 25.48 | 74.73 | |
| 三原台2号線 | 南区三原台1丁1番11地先 | 旧 | 16.44 18.45 | 105.12 | ㊦0213 |
| | 南区三原台1丁1番11地先 | 新 | 18.45 18.60 | 105.12 | |



堺市告示第31号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のよう
に変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間、一般の縦
覧に供する。

令和5年1月27日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名 別紙調書のとおり
- 3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり
- 4 供用開始の区間 別紙調書のとおり

道路区域変更調書

| 路線名 | から 区間 まで | 旧 新 | 敷地の | | 備考 |
|----------|--------------------------------------|--------|--------------|-------|-------|
| | | | 幅員m | 延長m | |
| 日置荘西58号線 | 東区日置荘西町5丁276番1地先 東区日置荘西町5丁276番1地先 | 旧 | 3.20 3.30 | 17.38 | ㊦0246 |
| | | 新 | 4.50 4.60 | 17.38 | |
| 日置荘西58号線 | 東区日置荘西町5丁276番1地先 東区日置荘西町5丁276番2地先 | 旧 | 3.20 4.20 | 11.57 | ㊦0246 |
| | | 新 | 4.20 4.20 | 11.57 | |
| 黒山18号線 | 美原区黒山861番1地先 美原区黒山861番1地先 | 旧 | 1.56 1.61 | 15.05 | ㊦0226 |
| | | 新 | 2.24 2.29 | 15.05 | |
| 北余部黒山2号線 | 美原区黒山861番1地先 美原区黒山861番1地先 | 旧 | 2.39 | 8.86 | ㊦0400 |
| | | 新 | 3.19 | 8.86 | |
| 菅生26号線 | 美原区菅生864番2地先 美原区菅生864番2地先 | 旧 | 2.20 2.77 | 77.80 | ㊦0055 |
| | | 新 | 2.30 6.14 | 77.80 | |



堺市告示第32号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のよう
に変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間、一般の縦
覧に供する。

令和5年1月27日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名 別紙調書のとおり
- 3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり
- 4 供用開始の区間 別紙調書のとおり

道路区域変更調書

| 路線名 | から 区間 まで | 旧 新 | 敷地の | | 備考 |
|------------|-----------------|--------|--------------|-------|-------|
| | | | 幅員m | 延長m | |
| 鳳西鳳南1号線 | 西区鳳東町2丁175番2地先 | 旧 | 5.70 5.80 | 21.95 | r0176 |
| | 西区鳳東町2丁176番1地先 | 新 | 6.86 6.96 | 21.95 | |
| 津久野28号線 | 西区津久野町2丁183番6地先 | 旧 | 1.65 1.75 | 13.36 | r0032 |
| | 西区津久野町2丁183番6地先 | 新 | 2.85 3.00 | 13.36 | |
| 浜寺元13号線 | 西区浜寺元町5丁744番1地先 | 旧 | 2.41 2.70 | 10.49 | r0307 |
| | 西区浜寺元町5丁744番1地先 | 新 | 3.19 3.34 | 10.49 | |
| 浜寺昭和浜寺元4号線 | 西区浜寺元町5丁744番1地先 | 旧 | 2.11 2.70 | 8.42 | r0158 |
| | 西区浜寺元町5丁745番2地先 | 新 | 3.06 3.30 | 8.42 | |

公 告

堺市公告第67号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年1月27日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 落札に係る調達物品等の名称及び数量
乾燥BCGワクチン（令和4年12月分～令和5年3月分）（年間単価契約） 2,170本
- 2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地
財政局契約部調達課
堺市堺区南瓦町3番1号
- 3 落札者を決定した日
令和4年11月25日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社メディセオ 堺支店
支店長 入海 英樹
大阪府八尾市老原9-72
- 5 落札金額
¥5,379-（1本当たりの税込単価）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和4年10月14日

~~~~~

堺市公告第68号

堺市スポーツ施設条例（昭和59年条例第9号）第19条第2項及び堺市公園条例（昭和35年条例第18号）第31条第2項の規定に基づき、堺市原池公園等の利用料金を指定管理者が定めたので、堺市スポーツ施設条例第19条第3項及び堺市公園条例第31条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年1月27日

堺市長 永 藤 英 機

1 堺市原池公園体育館 利用料金

1-1 体育館専用(団体)利用料金

(単位:円)

| 種別    | 区分   |     | 午前                 | 午後<br>1             | 午後<br>2             | 夜間                  | 昼間<br>1            | 昼間<br>2            | 午後                  | 昼夜間<br>1            | 昼夜間<br>2            | 全日                 |        |
|-------|------|-----|--------------------|---------------------|---------------------|---------------------|--------------------|--------------------|---------------------|---------------------|---------------------|--------------------|--------|
|       |      |     | 9:00<br>~<br>12:00 | 13:00<br>~<br>15:00 | 15:00<br>~<br>17:00 | 17:30<br>~<br>21:00 | 9:00<br>~<br>15:00 | 9:00<br>~<br>17:00 | 13:00<br>~<br>17:00 | 13:00<br>~<br>21:00 | 15:00<br>~<br>21:00 | 9:00<br>~<br>21:00 |        |
|       |      |     |                    |                     |                     |                     |                    |                    |                     |                     |                     |                    |        |
| 大アリーナ | 全面   | 平日  | 一般                 | 9,200               | 7,300               | 7,300               | 16,500             | 16,500             | 23,800              | 14,600              | 31,100              | 23,800             | 40,300 |
|       |      |     | 生徒等                | 4,600               | 3,650               | 3,650               | 8,250              | 8,250              | 11,900              | 7,300               | 15,550              | 11,900             | 20,150 |
|       |      | 休日等 | 一般                 | 11,040              | 8,760               | 8,760               | 19,800             | 19,800             | 28,560              | 17,520              | 37,320              | 28,560             | 48,360 |
|       |      |     | 生徒等                | 5,520               | 4,380               | 4,380               | 9,900              | 9,900              | 14,280              | 8,760               | 18,660              | 14,280             | 24,180 |
|       | 2/3面 | 平日  | 一般                 | 6,200               | 5,000               | 5,000               | 11,000             | 11,200             | 16,200              | 10,000              | 21,000              | 16,000             | 27,200 |
|       |      |     | 生徒等                | 3,100               | 2,500               | 2,500               | 5,500              | 5,600              | 8,100               | 5,000               | 10,500              | 8,000              | 13,600 |
|       |      | 休日等 | 一般                 | 7,440               | 6,000               | 6,000               | 13,200             | 13,440             | 19,440              | 12,000              | 25,200              | 19,200             | 32,640 |
|       |      |     | 生徒等                | 3,720               | 3,000               | 3,000               | 6,600              | 6,720              | 9,720               | 6,000               | 12,600              | 9,600              | 16,320 |
|       | 1/2面 | 平日  | 一般                 | 4,600               | 3,700               | 3,700               | 8,300              | 8,300              | 12,000              | 7,400               | 15,700              | 12,000             | 20,300 |
|       |      |     | 生徒等                | 2,300               | 1,850               | 1,850               | 4,150              | 4,150              | 6,000               | 3,700               | 7,850               | 6,000              | 10,150 |
|       |      | 休日等 | 一般                 | 5,520               | 4,440               | 4,440               | 9,960              | 9,960              | 14,400              | 8,880               | 18,840              | 14,400             | 24,360 |
|       |      |     | 生徒等                | 2,760               | 2,220               | 2,220               | 4,980              | 4,980              | 7,200               | 4,440               | 9,420               | 7,200              | 12,180 |
| 1/3面  | 平日   | 一般  | 3,100              | 2,500               | 2,500               | 5,500               | 5,600              | 8,100              | 5,000               | 10,500              | 8,000               | 13,600             |        |
|       |      | 生徒等 | 1,550              | 1,250               | 1,250               | 2,750               | 2,800              | 4,050              | 2,500               | 5,250               | 4,000               | 6,800              |        |
|       | 休日等  | 一般  | 3,720              | 3,000               | 3,000               | 6,600               | 6,720              | 9,720              | 6,000               | 12,600              | 9,600               | 16,320             |        |
|       |      | 生徒等 | 1,860              | 1,500               | 1,500               | 3,300               | 3,360              | 4,860              | 3,000               | 6,300               | 4,800               | 8,160              |        |
| 中アリーナ | 全面   | 平日  | 一般                 | 3,100               | 2,500               | 2,500               | 5,500              | 5,600              | 8,100               | 5,000               | 10,500              | 8,000              | 13,600 |
|       |      |     | 生徒等                | 1,550               | 1,250               | 1,250               | 2,750              | 2,800              | 4,050               | 2,500               | 5,250               | 4,000              | 6,800  |
|       |      | 休日等 | 一般                 | 3,720               | 3,000               | 3,000               | 6,600              | 6,720              | 9,720               | 6,000               | 12,600              | 9,600              | 16,320 |
|       |      |     | 生徒等                | 1,860               | 1,500               | 1,500               | 3,300              | 3,360              | 4,860               | 3,000               | 6,300               | 4,800              | 8,160  |
|       | 1/2面 | 平日  | 一般                 | 1,550               | 1,250               | 1,250               | 2,800              | 2,800              | 4,050               | 2,500               | 5,300               | 4,050              | 6,850  |
|       |      |     | 生徒等                | 750                 | 600                 | 600                 | 1,400              | 1,350              | 1,950               | 1,200               | 2,600               | 2,000              | 3,350  |
|       |      | 休日等 | 一般                 | 1,860               | 1,500               | 1,500               | 3,360              | 3,360              | 4,860               | 3,000               | 6,360               | 4,860              | 8,220  |
|       |      |     | 生徒等                | 900                 | 720                 | 720                 | 1,680              | 1,620              | 2,340               | 1,440               | 3,120               | 2,400              | 4,020  |
| 小アリーナ | 平日   | 一般  | 1,550              | 1,250               | 1,250               | 2,800               | 2,800              | 4,050              | 2,500               | 5,300               | 4,050               | 6,850              |        |
|       |      | 生徒等 | 750                | 600                 | 600                 | 1,400               | 1,350              | 1,950              | 1,200               | 2,600               | 2,000               | 3,350              |        |
|       | 休日等  | 一般  | 1,860              | 1,500               | 1,500               | 3,360               | 3,360              | 4,860              | 3,000               | 6,360               | 4,860               | 8,220              |        |
|       |      | 生徒等 | 900                | 720                 | 720                 | 1,680               | 1,620              | 2,340              | 1,440               | 3,120               | 2,400               | 4,020              |        |
| 多目的室  | 全面   | 平日  | 一般                 | 3,100               | 2,500               | 2,500               | 5,500              | 5,600              | 8,100               | 5,000               | 10,500              | 8,000              | 13,600 |
|       |      |     | 生徒等                | 1,550               | 1,250               | 1,250               | 2,750              | 2,800              | 4,050               | 2,500               | 5,250               | 4,000              | 6,800  |
|       |      | 休日等 | 一般                 | 3,720               | 3,000               | 3,000               | 6,600              | 6,720              | 9,720               | 6,000               | 12,600              | 9,600              | 16,320 |
|       |      |     | 生徒等                | 1,860               | 1,500               | 1,500               | 3,300              | 3,360              | 4,860               | 3,000               | 6,300               | 4,800              | 8,160  |
|       | 1/2面 | 平日  | 一般                 | 1,550               | 1,250               | 1,250               | 2,800              | 2,800              | 4,050               | 2,500               | 5,300               | 4,050              | 6,850  |
|       |      |     | 生徒等                | 750                 | 600                 | 600                 | 1,400              | 1,350              | 1,950               | 1,200               | 2,600               | 2,000              | 3,350  |
|       |      | 休日等 | 一般                 | 1,860               | 1,500               | 1,500               | 3,360              | 3,360              | 4,860               | 3,000               | 6,360               | 4,860              | 8,220  |
|       |      |     | 生徒等                | 900                 | 720                 | 720                 | 1,680              | 1,620              | 2,340               | 1,440               | 3,120               | 2,400              | 4,020  |
| 研修室   | 全面   | 平日  | 1,000              | 800                 | 800                 | 2,300               | 1,800              | 2,600              | 1,600               | 3,900               | 3,100               | 4,900              |        |
|       |      | 休日等 | 1,200              | 960                 | 960                 | 2,760               | 2,160              | 3,120              | 1,920               | 4,680               | 3,720               | 5,880              |        |
|       | 1/2面 | 平日  | 500                | 400                 | 400                 | 1,150               | 900                | 1,300              | 800                 | 1,950               | 1,550               | 2,450              |        |
|       |      | 休日等 | 600                | 480                 | 480                 | 1,380               | 1,080              | 1,560              | 960                 | 2,340               | 1,860               | 2,940              |        |

備考

- (1) この表において「休日等」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいう。以下同じ。
- (2) アマチュアスポーツに使用する場合において、使用者が入場料その他これに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収するときは、当該使用区分に係る金額（以下この項において「基本料金」という。）の2倍の額を徴収する。
- (3) アマチュアスポーツ以外のものに使用する場合において、使用者が入場料等を徴収しないときは基本料金の7倍、使用者が入場料等を徴収するときは基本料金の15倍の額を徴収する。
- (4) この表において「生徒等」の区分は、次のいずれかに該当する場合に適用する。
  - ア 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものが専ら使用する場合
  - イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）の幼児、児童又は生徒が学校教育活動において使用する場合
  - ウ 学校教育法第124条に規定する専修学校に在学する者又は同法第134条に規定する各種学校に在学する者が学校教育活動において使用する場合
- (5) 冷暖房の実施期間（5月15日～10月15日、12月1日～3月20日）は、当該使用区分に係る金額の4割の額（休日等の使用にあつては、当該使用施設の平日の使用区分において対応する時間帯における基本料金の4割の額）を加算する。
- (6) 特別に電気その他を使用するときは、実費として指定管理者が算定する額を徴収する。
- (7) 許可を得て、閉館時間を超過し、又は繰り上げて使用するときは、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間1時間（30分以上1時間未満の時間は、1時間とみなす。）につき、基本料金（第2号又は第3号の規定を適用する場合にあつては当該各号に定める額とし、前2号の規定を適用する場合にあつては当該各号に定める加算額を基本料金に加算した額とする。）の1時間相当額（10円未満の端数が生じるときは、これを切り上げる。）を徴収する。許可を得て、当該使用区分に係る時間を超過し、又は繰り上げて使用するときも、同様とする。

1-2 体育館共用（個人）利用料金

|                        |                                 |
|------------------------|---------------------------------|
| 共用使用<br>(※トレーニング室を除く。) | 1人1種1回 一般220円 生徒・障害者・60歳以上 110円 |
|------------------------|---------------------------------|

備考

- (1) この表において「生徒」の区分は、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が使用する場合に適用する。
- (2) この表において「1回」とは、指定管理者が定める時間帯をいう。
- (3) 障害者が利用する場合の介護者については原則1名まで無料とする。
- (4) この表及び備考において「障害者」とは、次のいずれかに該当する者に適用する。  
身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所において知的障害者と判定を受けた者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

1-3 トレーニング室利用料金

(単位：円)

| 利用区分                  | 単位   | 利用料金     |
|-----------------------|------|----------|
| 全日定期利用                | 1人1月 | 月額 4,600 |
| 全日定期利用（満60歳以上の者及び障害者） | 1人1月 | 月額 4,100 |
| 平日定期利用                | 1人1月 | 月額 4,100 |
| 一時利用                  | 1人1回 | 1,020    |
| 一時利用（障害者）             | 1人1回 | 510      |

備考

- (1) この表において「全日定期利用」とは、休日等にも利用することができる定期利用をいう。
- (2) この表において「平日定期利用」とは、休日等を除く平日のみ利用することができる定期利用をいう。
- (3) この表において「1回」とは、指定管理者が定める時間帯をいう。
- (4) 障害者が利用する場合の介護者については原則1名まで無料とする。

(5) この表及び備考において「障害者」とは、次のいずれかに該当する方に適用する。

身体障害者福祉法第15条の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者並びに児童福祉法第12条に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法第12条に規定する知的障害者更生相談所において知的障害者と判定を受けた者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

1-4 体育館附属設備利用料金

(単位：円)

| 種類              | 単位  |    | 利用料金  |
|-----------------|-----|----|-------|
| バスケットボール器具      | 1式  | 1回 | 500   |
| バレーボール器具        | 1式  | 1回 | 300   |
| バドミントン器具        | 1式  | 1回 | 100   |
| ハンドボール器具        | 1式  | 1回 | 500   |
| 卓球器具            | 1式  | 1回 | 100   |
| ソフトテニス器具        | 1式  | 1回 | 300   |
| 硬式テニス器具         | 1式  | 1回 | 500   |
| マイク             | 1本  | 1回 | 500   |
| 音響              | 1式  | 1回 | 500   |
| 放送設備            | 1式  | 1日 | 3,050 |
| 長机              | 1脚  | 1回 | 50    |
| 補助椅子            | 1脚  | 1回 | 20    |
| フロアシート          | 1枚  | 1回 | 50    |
| コインロッカー         | 1か所 |    | 50    |
| ウレタンマット(厚)      | 1枚  | 1回 | 500   |
| アーチェリー器具        | 1式  | 1回 | 1,010 |
| レクリエーション器具      | 1式  | 1回 | 2,030 |
| バスケットボール用オフィシャル | 1式  | 1回 | 500   |
| フットサル器具         | 1式  | 1回 | 500   |
| インディアカ器具        | 1式  | 1回 | 100   |
| ソフトバレーボール器具     | 1式  | 1回 | 100   |
| バレーボール用審判台      | 1台  | 1回 | 200   |
| バレーボール用線審旗      | 1組  | 1回 | 50    |
| バレーボールタイムアウト要求器 | 1台  | 1回 | 500   |
| バスケットショットタイマー   | 1組  | 1回 | 500   |
| ストップウォッチ        | 1個  | 1回 | 100   |
| スポーツタイマー        | 1台  | 1回 | 500   |
| 液晶式得点表示板(3連式)   | 1組  | 1回 | 1,520 |
| ファウル表示器         | 1式  | 1回 | 500   |
| 多目的審判台          | 1台  | 1回 | 100   |
| 得点板             | 1台  | 1回 | 100   |
| 卓球用得点板          | 1台  | 1回 | 50    |
| 卓球フェンス          | 1枚  | 1回 | 30    |
| マット(短)          | 1枚  | 1回 | 0     |
| 移動用畳            | 1枚  | 1回 | 0     |

備考

- (1) 長机5脚まで、椅子20脚まで、利用料を徴収しない。
- (2) 長机・椅子の下に敷くフロアシートは、利用料を徴収しない。
- (3) この表において「1回」とは、午前（午前9時～正午まで）、午後（午後1時から午後5時まで）又は夜間（午後5時30分～午後9時まで）のそれぞれの区分をいう。ただし午後1（午後1時から午後3時まで）又は午後2（午後3時から午後5時まで）の使用についても、それぞれ「1回」とする。

1-5 体育館附属設備利用料金（セットで利用する場合） (単位：円)

| 種類       | 単位  |    |     | 利用料金            | 内容                                    |
|----------|-----|----|-----|-----------------|---------------------------------------|
| バスケット器具  | 練習用 | 1式 | 1回  | 500             | ゴール1組、得点板1台                           |
|          | 試合用 | 1式 | 1回  | 1,010           | ゴール1組、得点板1台、オフィシャル1式、ストップウォッチ2個       |
| バレーボール器具 | 練習用 | 1式 | 1回  | 300             | ポール・ネット1組、得点板1台                       |
|          | 試合用 | 1式 | 1回  | 500             | ポール・ネット1組、得点板1台、線審旗1組、審判台1台、アンテナセット1組 |
| バドミントン器具 | 練習用 | 1式 | 1回  | 100             | ポール・ネット1組                             |
|          | 試合用 | 1式 | 1回  | 200             | ポール・ネット1組、審判台1台、得点板1台、線審用椅子2台         |
| 卓球器具     | 練習用 | 1式 | 1回  | 100             | 卓球台、ネット1組、防球ネット4枚                     |
|          | 試合用 | 1式 | 1回  | 200             | 卓球台、ネット1組、防球ネット6枚、得点板1台               |
| ソフトテニス器具 | 1式  | 1回 | 300 | ポール・ネット1組、審判台1台 |                                       |
| 硬式テニス器具  | 1式  | 1回 | 500 | ポール・ネット1組、審判台1台 |                                       |
| ハンドボール器具 | 1式  | 1回 | 500 | ゴール1組、得点板1台     |                                       |

備考 この表において「1回」とは、午前（午前9時～正午まで）、午後（午後1時から午後5時まで）又は夜間（午後5時30分～午後9時まで）のそれぞれの区分をいう。ただし午後1（午後1時から午後3時まで）又は午後2（午後3時から午後5時まで）の使用についても、それぞれ「1回」とする。

2 陶器スポーツ広場

2-1 陶器テニスコート利用料金

営業時間は、4月及び9月は8時から18時まで、5月～8月は8時から19時まで、10月～翌年3月は8時から17時までとする。

(単位：円)

| 種別 | 区分 | 8:00～9:00  | 9:00～11:00 | 11:00～13:00 | 13:00～15:00 | 15:00～17:00 | 17:00～18:00 | 17:00～19:00 |
|----|----|------------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
|    |    | 陶器テニスコート   | 1面         | 一般<br>610   | 1,220       | 1,220       | 1,220       | 1,220       |
|    |    | 生徒等<br>305 | 610        | 610         | 610         | 610         | 305         | 610         |

2-2 陶器テニスコート共用（個人）利用料金

(単位：円)

| 共用使用 | 1人2時間 | 利用料金 |
|------|-------|------|
|      |       | 110  |

2-3 野球場利用料金

営業時間は、4月及び9月は8時から18時まで、5月～8月は8時から19時まで、10月～翌年3月は8時から17時までとする。

(単位：円)

| 種別 | 区分 | 8:00～9:00  | 9:00～11:00 | 11:00～13:00 | 13:00～15:00 | 15:00～17:00 | 17:00～18:00 | 17:00～19:00 |
|----|----|------------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
|    |    | 陶器野球場      | 1面         | 一般<br>1,010 | 2,020       | 2,020       | 2,020       | 2,020       |
|    |    | 生徒等<br>505 | 1,010      | 1,010       | 1,010       | 1,010       | 505         | 1,010       |

備考

- (1) 「生徒等」の区分は、次のいずれかに該当する場合に適用する。
  - ア 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものが専ら使用する場合
  - イ 学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）の幼児、児童又は生徒が学校教育活動において使用する場合
  - ウ 学校教育法第124条に規定する専修学校に在学する者又は同法第134条に規定する各種学校に在学する者が学校教育活動において使用する場合
- (2) 利用料金の17：00～18：00の使用区分は4月及び9月における利用に限り適用する。
- (3) 許可を得て、開館時間を超過し、又は繰り上げて使用するときは、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間1時間（30分以上1時間未満の時間は、1時間とみなす。）につき、当該利用料金の1時間相当額（10円未満の端数が生じるときは、これを切り上げる。）を徴収する。

3 原池公園スケートボードパーク利用料金

3-1 スケートボードパーク専用（団体）利用料金

（単位：円）

| 種別             | 区分 | 利用料金   |
|----------------|----|--------|
| 原池公園スケートボードパーク | 全日 | 51,000 |

備考

- (1) 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日の利用料金は、当該使用区分に係る金額（以下この項において「基本料金」という。）に1.2を乗じて得た額とする。
- (2) アマチュアスポーツに使用する場合において、使用者が入場料を徴収するときは、基本料金（休日等に使用する場合にあつては、前号の額。次号及び第5号において同じ。）の2倍の額を徴収する。
- (3) アマチュアスポーツ以外のものに使用する場合において、使用者が入場料を徴収しないときは基本料金の7倍、使用者が入場料等を徴収するときは基本料金の15倍の額を徴収する。
- (4) 特別に電気その他を使用するときは、実費として指定管理者が算定する額を徴収する。
- (5) 許可を得て、開館時間を超過し、又は繰り上げて使用するときは、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間1時間（30分以上1時間未満の時間は、1時間とみなす。）につき、基本料金（第1号から第3号までの規定を適用する場合にあつては当該各号に定める額とし、前号の規定を適用する場合にあつては同号に定める加算額を基本料金に加算した額とする。）の1時間相当額（10円未満の端数が生じるときは、これを切り上げる。）を徴収する。

3-2 スケートボードパーク共用（個人）利用料金

（単位：円）

| 種別             | 区分   | 利用料金 |     |
|----------------|------|------|-----|
|                |      |      |     |
| 原池公園スケートボードパーク | 1人1回 | 大人   | 510 |
|                |      | 小人   | 310 |
|                |      | 入場のみ | 200 |

備考

- (1) この表において「1回」とは、指定管理者が定める時間帯をいう。
- (2) この表において「小人」とは、5歳以上の小学校就学前の子ども並びに小学生及び中学生をいう。

4 原池公園野球場

4-1 野球場専用(団体)利用料金

(単位:円)

| 種別     |      | 区分  | 利用料金           |                 |                 |                 |                 |                 |
|--------|------|-----|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
|        |      |     | 9:00<br>~11:00 | 11:00<br>~13:00 | 13:00<br>~15:00 | 15:00<br>~17:00 | 17:00<br>~19:00 | 19:00<br>~21:00 |
| グラウンド  | 1面   | 一般  | 17,200         | 17,200          | 17,200          | 17,200          | 17,200          | 17,200          |
|        |      | 生徒等 | 8,600          | 8,600           | 8,600           | 8,600           | 8,600           | 8,600           |
| 屋内練習場  | 1室   |     | 1,400          | 1,400           | 1,400           | 1,400           | 1,400           | 1,400           |
| 屋内ブルペン | 1室   |     | 1,400          | 1,400           | 1,400           | 1,400           | 1,400           | 1,400           |
|        | 1/2室 |     | 700            | 700             | 700             | 700             | 700             | 700             |
| 会議室    | 1室   |     | 800            | 800             | 800             | 800             | 800             | 800             |
| 更衣室    | 1室   |     | 200            | 200             | 200             | 200             | 200             | 200             |

備考

- (1) 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日の利用料金は、当該使用区分に係る金額(以下「基本料金」という。)に1.2を乗じて得た額とする。
- (2) 使用者が入場料その他これに類するものを徴収するときは、基本料金の2倍の額を徴収する。ただし、屋内練習場、屋内ブルペン、会議室及び更衣室は、この限りでない。
- (3) この表において「生徒等」の区分は次のいずれかに該当する場合に適用する。
  - ア 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものが専ら使用する場合
  - イ 学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く。)の幼児、児童又は生徒が学校教育活動において使用する場合
  - ウ 学校教育法第124条に規定する専修学校在学する者又は同法第134条に規定する各種学校在学する者が学校教育活動において使用する場合
- (4) 特別に電気その他を使用するときは、実費として指定管理者が算定する額を徴収する。
- (5) 許可を得て、閉館時間を超過し、又は繰り上げて使用するときは、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間1時間(30分以上1時間未満の時間は、1時間とみなす。)につき、基本料金(第1号または第2号の規定を適用する場合にあっては当該各号に定める額とし、第4号の規定を適用する場合にあっては同号に定める加算額を基本料金に加算した額とする。)の1時間相当額(10円未満の端数が生じるときは、これを切り上げる。)を徴収する。許可を得て、当該利用区分に係る時間を超過し、又は繰り上げて使用するときは、同様とする。

4-2 野球場附属設備等利用料金

(単位:円)

| 種類       | 単位        | 利用料           | 補足                          |
|----------|-----------|---------------|-----------------------------|
| 放送設備     | 1式<br>1時間 | 950           |                             |
| スコアボード   | 1式<br>1時間 | 1,300         |                             |
| 照明       | 1時間       | 全点灯<br>9,100  | 点灯時~消灯時(30分以上1時間未満は1時間とする。) |
|          | 1時間       | 6割点灯<br>5,450 |                             |
| ピッチングマシン | 1式<br>1時間 | 250           |                             |
| 貸ロッカー    | 1か所<br>1日 | 500           |                             |

備考

- (1) 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日の利用料金は、基本料金に1.2を乗じて得た額とする。
- (2) この表において、「1日」とは、午前9時から翌日午前9時までとする。

| 5 その他利用料金                                |                                | (単位：円) |
|------------------------------------------|--------------------------------|--------|
| 種別                                       | 単位                             | 金額     |
| 露店営業その他これに類する目的での使用<br>(キッチンカー、屋台等)      | 使用面積1平方メートルにつき1日               | 100    |
| 広告宣伝又は放送の目的での使用<br>(フェンス等へのバナー掲示、ラジオ収録等) | 使用面積1平方メートルにつき1日<br>(園地部分)     | 400    |
|                                          | 使用面積1平方メートルにつき1日<br>(スポーツ施設部分) | 0      |
| 業として撮影の目的での使用<br>(テレビロケ、写真撮影、婚礼写真等)      | 1回(2時間以内)につき                   | 7,700  |
| 競技会、集会その他これらに類する目的での使用<br>(集会、テント等)      | 使用面積10平方メートルにつき1日              | 23     |
| その他の使用                                   |                                | 23     |



## 堺市公告第69号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年1月27日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 開発区域  
堺市中区小阪443番及び471番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪府堺市中区深井東町3146番地  
有限会社泰興運輸  
代表取締役 安川 信弘

## 堺市公告第70号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年1月27日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 落札に係る調達物品等の名称及び数量  
LED道路照明機器（堺区A）一式賃貸借 1式
- 2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地  
建設局土木部西部地域整備事務所  
堺市堺区南田出井町1丁1番1号

- 3 落札者を決定した日  
令和4年12月14日
- 4 落札者の氏名及び住所  
大和リース株式会社 大阪本店  
本店長 堀越 良一  
大阪府大阪市中央区備後町1丁目5-2
- 5 落札金額  
¥1,857,900- (1月当たりの賃借料(税込))
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
令和4年10月17日

~~~~~

堺市公告第71号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成18年規則第18号)第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年1月27日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 落札に係る調達物品等の名称及び数量
LED道路照明機器(堺区B)一式賃貸借 1式
- 2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地
建設局土木部西部地域整備事務所

堺市堺区南田出井町1丁目1番1号

- 3 落札者を決定した日
令和4年12月14日
- 4 落札者の氏名及び住所
NTT・TCリース株式会社 関西支店
支店長 中森 雅之
大阪府大阪市中央区平野町2丁目3番7号
- 5 落札金額
¥1,617,000—（1月当たりの賃借料（税込））
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和4年10月17日

~~~~~

堺市公告第72号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年1月27日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 落札に係る調達物品等の名称及び数量  
LED道路照明機器（西区）一式賃貸借 1式
- 2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地

建設局土木部西部地域整備事務所  
堺市堺区南田出井町1丁目1番1号

3 落札者を決定した日

令和4年12月14日

4 落札者の氏名及び住所

三菱電機フィナンシャルソリューションズ株式会社 関西支店  
取締役支店長 岡村 浩  
大阪府大阪市福島区福島7丁目20-1

5 落札金額

¥1,365,650- (1月当たりの賃借料(税込))

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 一般競争入札の公告を行った日

令和4年10月17日



堺市公告第73号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成18年規則第18号)第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年1月27日

堺市長 永 藤 英 機

1 落札に係る調達物品等の名称及び数量

LED道路照明機器(北区)一式賃貸借 1式

- 2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地  
建設局土木部北部地域整備事務所  
堺市北区新金岡町4丁目1番5号
- 3 落札者を決定した日  
令和4年12月14日
- 4 落札者の氏名及び住所  
三井住友ファイナンス&リース株式会社  
代表取締役 橘 正喜  
東京都千代田区丸の内1丁目3番2号
- 5 落札金額  
¥1,894,200- (1月当たりの賃借料(税込))
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
令和4年10月17日

~~~~~

堺市公告第74号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成18年規則第18号)第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年1月27日

堺市長 永藤英機

- 1 落札に係る調達物品等の名称及び数量
LED道路照明機器(中区)一式賃借 1式

- 2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地
建設局土木部南部地域整備事務所
堺市南区茶山台1丁6番1号

- 3 落札者を決定した日
令和4年12月14日

- 4 落札者の氏名及び住所
みずほ東芝リース株式会社
代表取締役 丸山 伸一郎
東京都港区虎ノ門1丁目2番6号

- 5 落札金額
¥641,080—（1月当たりの賃借料（税込））

- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和4年10月17日

~~~~~

堺市公告第75号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年1月27日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 落札に係る調達物品等の名称及び数量

LED道路照明機器（南区A）一式賃貸借 1式

- 2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地  
建設局土木部南部地域整備事務所  
堺市南区茶山台1丁6番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和4年12月14日
- 4 落札者の氏名及び住所  
三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社  
代表取締役 西野 敏哉  
東京都港区芝浦1丁目2-3
- 5 落札金額  
¥851,620-（1月当たりの賃借料（税込））
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
令和4年10月17日

~~~~~

堺市公告第76号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年1月27日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 落札に係る調達物品等の名称及び数量
LED道路照明機器（南区B）一式賃貸借 1式
- 2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地
建設局土木部南部地域整備事務所
堺市南区茶山台1丁6番1号
- 3 落札者を決定した日
令和4年12月14日
- 4 落札者の氏名及び住所
三菱HCキャピタル株式会社 関西法人支店
支店長 和田 聡
大阪府大阪市淀川区宮原3丁目3-31
- 5 落札金額
¥1,346,400-（1月当たりの賃借料（税込））
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和4年10月17日

上下水道局公告

堺市上下水道局公告第3号

堺市水道事業給水条例（昭和33年条例第13号）第13条第1項の規定に基づき指定給水装置工事事業者を指定したので、堺市指定給水装置工事事業者規程（平成10年水道局管理規程第6号）第7条第1号の規定により、次のとおり公告する。

令和5年1月27日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

指 定 番 号 第1521号
指 定 年 月 日 令和5年1月10日
指定期間の末日 令和10年1月9日
事業者の名称 播磨 和弘
事業者の住所 松原市南新町2丁目5番20号
事業所の名称 ハリマ水道
事業所の所在地 松原市南新町2丁目5番20号

指 定 番 号 第1522号
指 定 年 月 日 令和5年1月10日
指定期間の末日 令和10年1月9日
事業者の名称 株式会社アーキテック
事業者の住所 八尾市青山町4丁目7番27号
代表者の職氏名 代表取締役 山口 恭平
事業所の名称 株式会社アーキテック
事業所の所在地 八尾市青山町4丁目7番27号

指 定 番 号 第1523号
指 定 年 月 日 令和5年1月10日
指定期間の末日 令和10年1月9日
事業者の名称 株式会社ワイプロ
事業者の住所 岸和田市三田町118番地の3
代表者の職氏名 代表取締役 宮崎 芳信
事業所の名称 株式会社ワイプロ
事業所の所在地 岸和田市三田町118番地の3

指 定 番 号 第1524号
指 定 年 月 日 令和5年1月10日
指定期間の末日 令和10年1月9日
事業者の名称 高橋 篤史
事業者の住所 和泉市箕形町6丁目4番31号
事業所の名称 トクシ住設
事業所の所在地 和泉市箕形町6丁目4番31号

堺市上下水道局公告第4号

堺市下水道条例（昭和37年条例第6号）第5条の3第1項の規定に基づき市指定排水設備工事業者を指定したので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年1月27日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

指 定 番 号 第1772号
 指 定 年 月 日 令和5年1月10日
 指定期間の末日 令和9年11月30日
 事業者の名称 株式会社メット
 事業者の住所 堺市中区土師町4丁5番17号
 代表者の職氏名 代表取締役 時任 美幸
 営業所の名称 株式会社メット
 営業所の所在地 堺市中区土師町4丁5番17号

指 定 番 号 第1773号
 指 定 年 月 日 令和5年1月10日
 指定期間の末日 令和9年11月30日
 事業者の名称 播磨 和弘
 事業者の住所 松原市南新町2丁目5番20号
 営業所の名称 ハリマ水道
 営業所の所在地 松原市南新町2丁目5番20号

指 定 番 号 第1774号
 指 定 年 月 日 令和5年1月10日
 指定期間の末日 令和9年11月30日
 事業者の名称 山下 博美
 事業者の住所 堺市北区東三国ヶ丘町3丁5番6-201号
 営業所の名称 山下設備
 営業所の所在地 堺市北区東三国ヶ丘町3丁5番6-201号

指 定 番 号 第1775号
指 定 年 月 日 令和5年1月10日
指定期間の末日 令和9年11月30日
事業者の名称 高橋 篤史
事業者の住所 和泉市箕形町6丁目4番31号
営業所の名称 トクシ住設
営業所の所在地 和泉市箕形町6丁目4番31号

指 定 番 号 第1776号
指 定 年 月 日 令和5年1月10日
指定期間の末日 令和9年11月30日
事業者の名称 佐々木水道設備株式会社
事業者の住所 枚方市星丘3丁目1番49号
代表者の職氏名 代表取締役 佐々木 隆次
営業所の名称 佐々木水道設備株式会社
営業所の所在地 枚方市星丘3丁目1番49号

選挙管理委員会規程

堺市選挙関係事務執行規程の一部を改正する規程を公布する。

令和5年1月27日

堺市選挙管理委員会

委員長 中 井 國 芳

堺市選挙管理委員会規程第1号

堺市選挙関係事務執行規程の一部を改正する規程

堺市選挙関係事務執行規程（平成20年選挙管理委員会規程第4号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「見やすい箇所」を「見やすい箇所に」に改める。

第13条ただし書中「第147条第2号」を「同条第2号」に改める。

第14条第1項中「以下「」を「昭和57年条例第19号。以下「」に、「の規定によ

る」を「の」に改める。

第16条第2項中「前項の」の次に「規定による」を加える。

第20条第2項に後段として、次のように加える。

この場合における原稿用紙及び候補者の写真は、市委員会が指定する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）によることができる。

第22条第1項中「による」を「により」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の写真が電磁的記録により作成される場合における同項の規定の適用については、「添えるべき写真は、2葉とし」とあるのは「添えるべき写真は」と、「上半身の名刺型大（9cm×6.5cm）のもので、氏名又は通称を記載した紙片を下部に貼付した」とあるのは「上半身の」とする。

第25条第2項中「第21条第1項」を「第20条第1項」に改める。

第36条中「様式第25号（甲）（乙）」を「様式第25号（甲）（乙）」に改める。

第39条第3項中「の規定する場合に該当する」を「に規定する場合に該当することとなった」に改める。

第42条中「当該」を削る。

第44条中「管理者」を「施設管理者」に改める。

第50条第1項中「の定める」を「に定める」に、「次のに」を「次に」に改め、同項第3号ア中「それぞれ」を「それぞれ」に改める。

第53条第2項中「の申請の」を「の規定による申請の」に、「前項の申請者」を「申請者」に改める。

第56条第1項中「政談演説会開催届」を「政談演説会開催届出書」に改め、同条第2項中「政談演説会変更届」を「政談演説会変更届出書」に、「政談演説会中止届」を「政談演説会中止届出書」に改める。

第57条第2項中「ちょう付し」を「貼付し」に改める。

第58条第4項中「同条」を「同条第1項」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「と読み替える」を「と、同条第2項中「表示物等の再交付申出書」とあるのは「政治活動用表示物等の再交付申出書」と読み替える」に改める。

第61条第2項中「同条中「表示物等の再交付申出書」とあるのは、」を「同条第1項中「表示物等の再交付申出書（様式第8号）」とあるのは「政治活動用表示物等の再交付申出書（様式第49号）」と、同条第2項中「表示物等の再交付申出書」とあるのは」に改める。

第63条中「政治活動用文書図画撤去命令書」を「政治活動用文書図画撤去命令書（政治団体用）」に改める。

第65条中「による」を「の規定による」に改める。

様式目次中

「

| | | |
|----|----|--|
| 29 | 39 | |
|----|----|--|

」を「

| | | |
|----|----|---|
| 29 | 39 | 1 |
|----|----|---|

」に、

「証政談演説会告知用立札等の証紙」を「政談演説会告知用立札等の証紙」に改め、同目次53の項中「政治活動用文書図画撤去命令書」を「政治活動用文書図画撤去命令書（政治団体用）」に改める。

様式第18号中「2葉」を「別添のとおり」に改める。

様式第24号（甲）中「個人演説会の開催不能について」を「個人演説会開催不能の通知」に改める。

様式第24号（乙）中「個人演説会等の開催不能について」を「個人演説会等開催不能の通知」に、「の演説会」を「に規定する演説会」に改める。

様式第25号（甲）中「個人演説会の開催申出について」を「個人演説会開催申出の通知」に改める。

様式第25号（乙）中「個人演説会等の開催申出について」を「個人演説会等開催申出の通知」に、「の演説会」を「に規定する演説会」に改める。

様式第28号（甲）中「個人演説会の開催申出の撤回について」を「個人演説会撤回通知書」に改める。

様式第28号（乙）中「個人演説会等の開催申出の撤回について」を「個人演説会等撤回通知書」に、「の演説会」を「に規定する演説会」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の際、この規程による改正前の堺市選挙関係事務執行規程の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、この規程による改正後の堺市選挙関係事務執行規程の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。